電子カルテシステムを導入

電子カルテシステムとは

記録、 鏡写真等の画像などをコン 伝票類の貼付をしている診療 夕に記録するものです。 エックス線写真、内視 紙のカルテに記載や



①診断がスピーデ 電子カルテのメリット

きるようになります。 症状の把握が適時・的確にで などの確認が可能になるため、 瞬時に診療記録や検査結果

②より安全な医療

これによりバ 作用のチェックが強化されま スや注射忘れ、 ンドをつけていただきます。 薬 • 入院中の人にはリストバ 検査等、 重複投与や副 指示の転記ミ コードで点滴

> ③医療の質が向上 安全システムを導入します などの内容を確認する医療

ます。 明書や診断書などが電子化 され、 可能になります。 どを素早く検索し、 過去の検査や処方内容な より読みやすくなり 医師の説 比較が

④業務の効率化

ます。 率化とチー 各部署・職種における効 ム医療が推進し

が、ご理解し 長くなることも想定されまれなどにより、待ち時間が 働後しばらくは操作の不慣取り組んでおりますが、稼 d 人できるように病院全体で スムーズにシステムを導 ご理解とご協力をお願 ご迷惑をおかけ. します



夜間 休日救急外来 受診時のお願

含む)の提示をお願いします。 システムでの計算が行えませんので、 必ず保険証(特別医療受給者証等 常駐しています。 応すべく2時間体制で当直医師が なお、 智頭病院は急な発病・受傷に対 時間外・休日は医事会計 救急受診の際

ます。 外来で帰宅または 他院に紹介される人

窓口で預かり金をさせていただ 次のとおり警備員常駐の夜間休日

き

保険証提示有り 中学生まで

2,

松葉杖を貸し出した場合 保険証提示なし 高校生以上 5, Ō, 000円 0 0 0 円 000円

別途 5,

窓口でお願い 5日以内をめやすに智頭病院会計 渡しする預かり証を参照のうえ、 り金の精算は、 (杖の返却時に全額返金) します。 預かり時にお

いただきます。 うえで、銀行振込の案内をさせて または、電話連絡をい ただいた

クレジットカードでの お支払いもできます

間外の救急窓口でもクレジッ 銀行ATMが使えない場合、 カードでの支払が可能です。 カードによる支払いが可能です 智頭病院では、 クレジッ 時

エンザ予防接種について 診療所でのインフル

いたします。 日に誤りがありましたので訂正 ラシにおいて、 広報10月号と同時配布したチ 診療所での実施

那岐診療所

山形診療所 12 12 12 月 月 28 14 25 日 (金) 12月11日(火)





災害時

おいしく食べて元気に過ごしましょう!

〜 栄養編

です

お元気ですか?地域包括支援センター

者などが、 在宅で暮らす障がい者や、 要援 災害時等に支援を受けられる「智頭町 護者支援制度につ ひとり暮らしの高齢 VS て

請書を受け取り提出するか、 守りとして活用できるようにするものです。 災害時要援護者支援制度実施要綱」を定めました。 の情報を地域支援者と共有 支援を受けたい人は、保健センター 要援護者が個人情報を町に提供し、 申請書をホ 災害時や日常の見 福祉課で申 42 そ

食欲が落ちて食べる量が減る

けで低栄養状態に陥りやすくな

全国平均

町平均

高齢期では、

わずかなきっか

智頭 山形

⑤主菜をしっかり食べる ④主食を忘れずに(ごはん等)

(%)

3.5

3.0 2.5

2.0

⑥牛乳や乳製品を毎日摂取

(肉と魚は同じ割合が理想)

⑦活動量を増やす

を見直しましょう。

い状態ではありません。 の人が多い状態ですが、

今一度、

食生活

どちらも好ま.

智頭町では低栄養の人は少なく、肥満

③よくかんで食べる

②食事の時間を規則正しく

①欠食をしない

低栄養を防ぐポイント

女性

地域包括支援センター

活動するための「エネルギ

体を維持する「たんぱく質」

بے

低栄養状態の人の割合 対象:介護認定を受けていない65歳以上の人

(%)

3.0

2.5

2.0

0.5

智頭 山形 那岐 土師 富沢 山郷

平成23年度 平成24年度

高齢期の食事で大切なのは、

の2つを十分とることです。

がさらに落ちる

動くのがおっくうになり、

食欲

(物を握る力や蹴る力の減少)

男性

75 - 6007

全国平均

町平均

那岐

問合せ先

土師 富沢 山郷

希望する者

(例:外国人、

昼間独居等)

ひとり暮らしの高齢者

対象者

ジからダウンロードしてください

・高齢者のみの世帯の者

介護保険の要介護認定を受けている者 障害者手帳 (身体・療育・精神) の交付を受け

その他、 ている者 避難行動を自ら行うことが困難な者で、 災害時等に避難情報を入手、 判断又は 本人が



問合せ・申請書提出先

保健センター福祉課

☎ 75 − 4101

問合せ先

7 75

3211